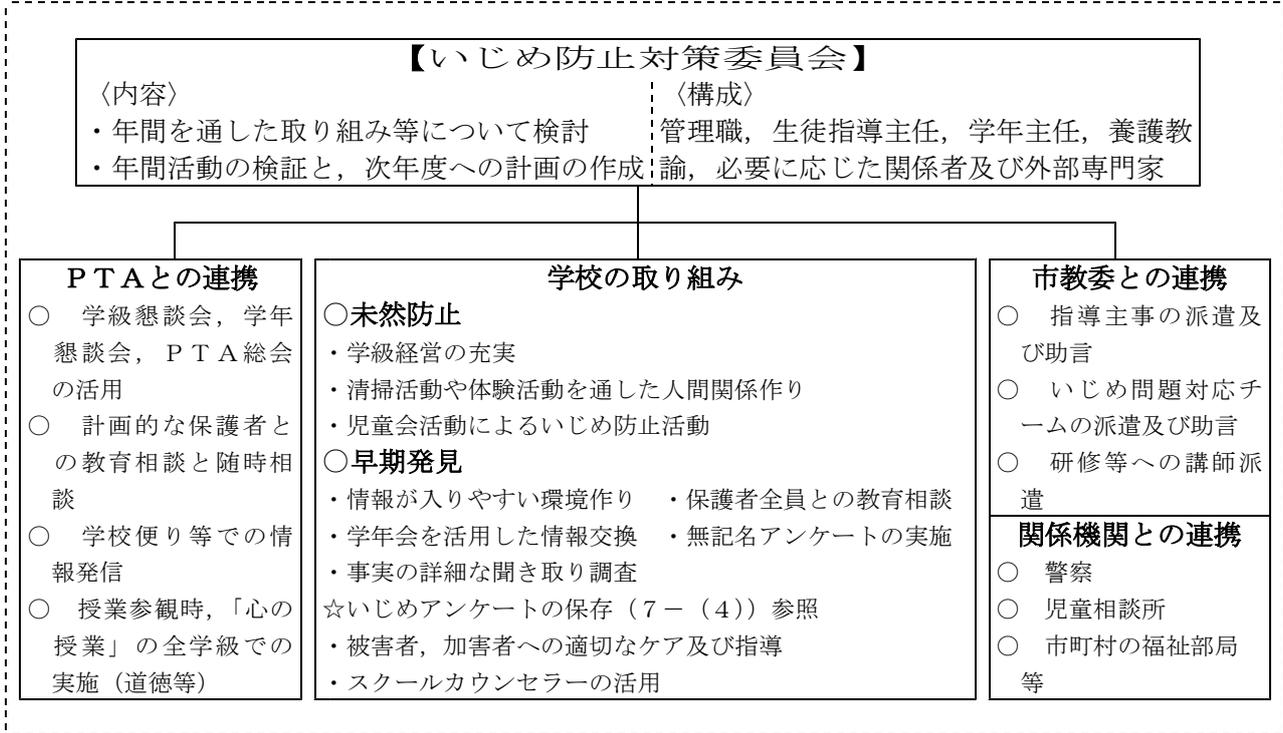


# 清和小学校いじめ防止基本方針

## 1 目標

いじめのない学校を目指すために、学級経営を充実し、全職員による早期発見、早期対応に努める。

## 2 組織図



## 3 年間計画

月	児童生徒関係	職員関係	検証関係
4	・「あはは・生活指導」年間を通した指導 ・アンケート調査	・いじめ・不登校ケース会議 ※必要に応じて開く 生徒指導連絡会	・アンケートの分析と対応
5	・にこにこ月間（5月末～6月末） ・いじめ防止標語募集 ・アンケート調査	・校内研修（学級経営） ・保護者面談 ・生徒指導連絡会	・生徒指導事例研修，いじめ基本方針の共通理解 ・アンケートの分析と対応
6			
7	・アンケート調査	・校内研修（外部講師招聘） ・生徒指導連絡会	・1学期の取り組みの反省 ・アンケートの分析と対応
8		・校内研修（学級経営） ・保護者との教育相談	・生徒指導事例研修（いじめ基本方針の共通理解）
9	・清掃活動打合せ ・アンケート調査		・アンケートの分析と対応
10		・生徒指導連絡会・教育相談	
11		・生徒指導連絡会・教育相談	
12		・生徒指導連絡会・ケース会議	・2学期の取り組みの反省
1		・教育相談	
2	・アンケート調査	・いじめ防止対策委員会	・オアシス会（生徒指導事例研修，いじめ基本方針の共通理解） ・アンケートの分析と対応
3		・校内研修（学級経営） ・生徒指導連絡会	・3学期の取り組みの反省

#### 4 いじめの定義

##### (1) いじめ防止対策基本法第2条

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(注2) いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。

(注3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(注4) 「心理的な攻撃」とは、「仲間はずし」や「集団による無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを指す。

(注5) 「物理的な攻撃」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。1対1のけんかやじゃれあいなどは除くが、外見的には、けんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

##### (2) いじめ問題に対する本校の基本的な考え方

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって積極的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。本校の児童がいじめでつらい思いをすることのないよう、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許しません。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、未然防止に最大限の力を注ぎ、共にいじめを生まない風土を醸成していかなければならない。

##### <共通実践指導事項>

- 相手がいやだということはしたり言ったりしません。
- 自分がされていやなことは「いやだ。」と言いましょ。
- 悩んでいることや困ったことがあったら親や先生に相談しましょ。

#### 5 いじめ防止対策委員会

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処など、組織的な対応を行うための中核となる組織とし、より実効的ないじめの問題の解決に資するものとする。(年3回実施)

##### <内容>

- 年度当初、年間を通した取組等について組織の確認と内容の検討
- 取組に関するP D C Aサイクルによる年間活動の検証と、それに基づく次年度への計画の作成

##### <構成>

- 管理職（校長・教頭）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭
- 必要に応じてその他の関係者及び外部専門家
  - ・市や文部科学省のスクールカウンセラー ・教育相談室やS S W
  - ・臨床心理士及び資格を有する者
  - ・心理や福祉の専門家、医師 ・教員、警察官経験者 ・民生、児童委員
  - ・P T A会長、学校評議員等

## 6 学校の取組

### (1) 未然防止

「いじめはどの学校、どの学級にも起こり得る」との認識のもと、児童をいじめに向かわせることなく、心が通い合う人間関係の中で、いじめを生じさせない学校風土や学級風土を作り出すために、児童理解を基盤として以下の内容を学校全体で推進する。

学級経営が充実していれば、いじめは「発生しない」または「早期発見し対応できる」と考え「学級経営チェックシート」と、「学級経営ハンドブック」を作成し、定期的なチェックと研修を実施する。

(2) 児童一人一人を大切に「分かる授業」を展開するための授業改善をし、児童の安定した学校生活と学力の向上を目指す。

- ① ペア学習や小グループ活動などの学習形態の工夫を行う。
- ② 話し合い活動を重視した授業改善に努め、構成的グループエンカウンターなどの活用によって、児童相互が認め合い、仲間として成長できる学級集団を育成する。
- ③ 児童の実態に合った補充指導をする。
- ④ 特別な支援を要する児童についての理解を図り、支援する。

(3) 清掃活動や各学年の体験活動を通して、人間関係作りを図る。

日常的に異年齢集団の活動を行うことで、リーダー性や協力の大切さを学び、より良い人間関係を構築する手立てを学んでいくことによっていじめの未然防止を図っていく。

(4) 児童会活動によるいじめ防止活動に取り組む。

「あいさつ・ハイ・はきもの（あはは）」を合言葉にし、「あいさつ日本一」の学校を目指して取り組む。生活委員会において、毎朝、正門と玄関でのあいさつ運動の継続を図る。自己有用感の醸成を図り、いじめの未然防止を図っていく。

また、「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」において、いじめ防止標語に取り組む。

(5) ボランティア活動の推進を図る。

高学年を中心としたボランティア活動を推進していくことによって、達成感、自己有用感を高めていく。

(6) 人権教育や道徳教育、特別活動の中で児童の人権意識を高める。

- ① 「私たちの道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図り、正しい判断力（自己指導能力）を身につけさせる。
- ② いじめを考える週間を中心に、いじめや生命尊重の授業を行い、日頃の自分たちの言動を振り返り、友達との関係を考えられるようにする。
- ③ 情報モラルに関する授業を行い、他者を傷つけないようにしたり、被害を受けないようにしたりする。

(7) 基本的な生活習慣の指導の徹底を図る。

「清和の子の一日」を基にし、共通実践を行う。「清和の子の一日」は毎年見直しを行い、内容を改善充実していく。また、集団の中でお互いに安全で気持ちよく過ごせるようにルール遵守の徹底を図る。

(8) 地域・家庭との連携を深め、いじめ問題に取り組む重要性の啓発に努める。

ア 学級通信や学校だより等で、学校の取組等についての情報を発信する。

イ 学級懇談会でのテーマにするなど、話し合いの場を設ける。

ウ 全保護者を対象とした教育相談を実施し、保護者との信頼関係を構築する。

エ 地域行事へ積極的に参加する。

オ 地域施設の活用、地域住民との交流学習、地域や家庭への協力依頼などの協力体制の強化

カ 相談窓口の設定・・・校長、教頭、養護教諭

## 7 早期発見

いじめ問題を深刻化させないために早期発見に努め、児童にかかわる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めつつ、気付いたことを確実に共有し、速やかな対応に繋げる。

### (1) 情報が入りやすい環境作りに努める。

児童がトラブルを訴えてきたときには必ず真摯に対応し、事実を詳細に聞き取り、調査する。また、解決のための適切な助言をしていく努力を積み重ねていかなければならないことを定期的に確認する。

児童には、日頃から悩んだり、いじめにあったりする場合は、自分から担任に訴えるように指導するとともに、きちんと話を聞くことを伝えておく。

### (2) 児童の日々の生活の観察を入念に行う。

- ① 朝の健康観察や授業中、休み時間の子どもの表情に目を配り、元気がないときは声かけをして悩みの発見に努める。
- ② 日頃の日記などから、いじめの発見に努める。
- ③ 小さなトラブルの訴えもきちんと子どもと向き合い、深刻なトラブルに発展しないようにする。
- ④ いじめ早期発見のためのチェックリスト（別紙参照）を活用する。
- ⑤ 学級内にどのようなグループがあるか、またグループ内の人間関係を把握する。
- ⑥ 養護教諭と、けがや体、心の不調等の情報交換をする。

### (3) 学年会を活用した情報交換、情報共有に努める。

担任が孤立せず学年全体で諸問題を相談しあい、語り合える学年会では、毎週「いじめ発見」を位置づけ、他のクラスの児童であっても気になることがあれば出し合い、話し合える雰囲気を作る。学年部が、同学年の仲間として自分の問題として考え、知恵や経験を出し合い、小さな芽のうちに具体的な対策が取れるようにしていく。

### (4) 無記名アンケートを実施する。

無記名アンケートを定期的(学期1回)に実施し、いじめについて記入した児童全員を個別に面談し、事実の聞き取り調査を詳細に行うことで、いじめの早期発見に努める。また、個人面談を実施し、いじめ発生の抑止力にも繋げる。

#### ○ いじめアンケートの保存期間

ア 実施した翌年度の4月1日から5年保存

イ いじめの重大事態に関する調査として実施したアンケート等は、実施した翌年度の4月1日から10年保存

ウ いじめの重大事態に関する調査の申し出等があり、保存しているアンケート等が関係する場合は、該当するアンケート等の保存期間の延長を5年を超えない期間で行う。

(該当するアンケート等の保存期間は、市教育委員会の指示に従う。)

エ PDF保存も可能。(管理職権限にて保存する。)

### (5) 保護者との連携を密にする。

保護者と担任の人間関係をより深く構築していくために、保護者全員との面談を目標に実施する。日記や連絡帳を通して家庭との連絡を密に取り、信頼関係が構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。また、保護者へ、いじめ早期発見の取り組みについて啓発する。

ア 日頃から子どもと向き合い、学校生活や友達のことについて対話を行い、子どもの学校生活の状況を把握する。

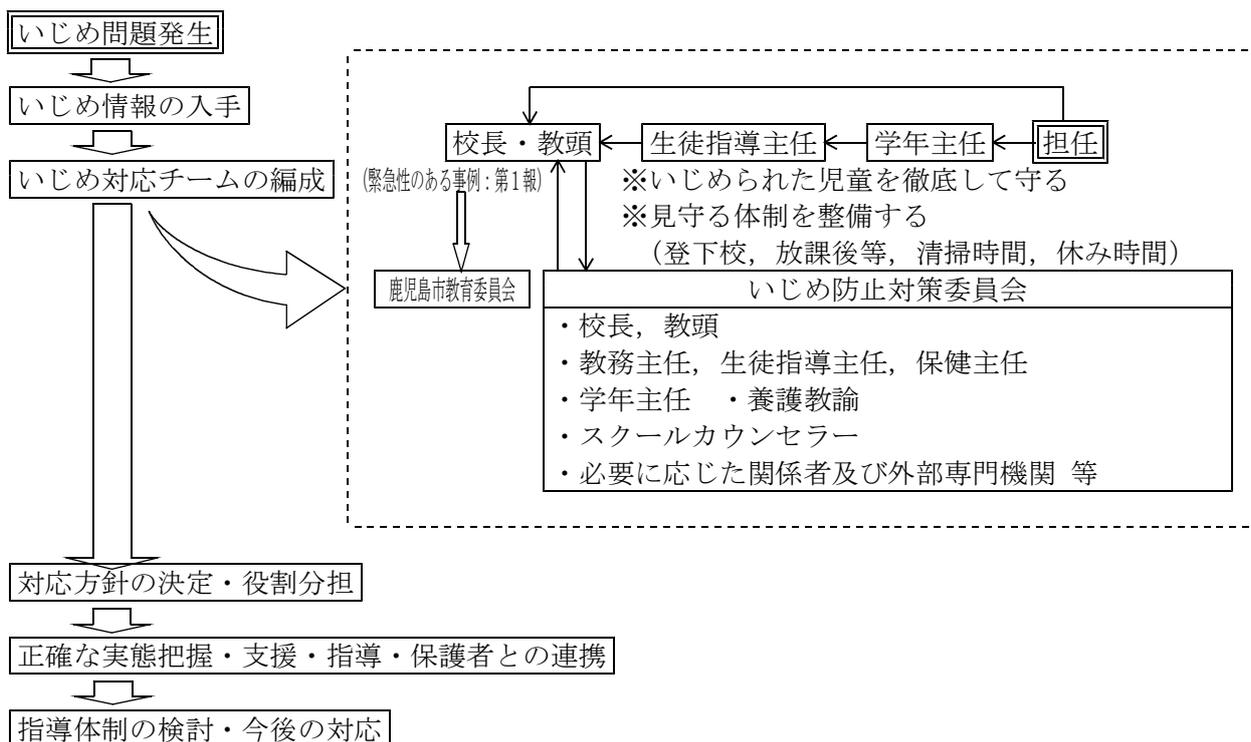
イ 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を普段から作っておく。

ウ 保護者用のチェックカード（別紙参照）を活用し、子どもの異変に早期に気付くように努める。

オ 学校から配布されるものについては熟読するようにする。

## 8 対応

### (1) いじめ問題等への基本的な対応の流れ



### (2) 対応の方法や留意点等 ※フローチャートの順に書いています。

#### ア いじめ情報の入手

〈情報収集の内容〉	〈情報収集の手段〉
<input type="checkbox"/> 誰が誰をいじめているのか?…【加害者と被害者の確認】	<input type="checkbox"/> アンケート
<input type="checkbox"/> いつ、どこで起こったのか?…【時間と場所の確認】	<input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 教育相談
<input type="checkbox"/> どんな内容?どんな被害を受けたか?…【内容】	<input type="checkbox"/> 日記や連絡帳
<input type="checkbox"/> いじめのきっかけは何か?…【背景と要因】	<input type="checkbox"/> 日常生活の観察
<input type="checkbox"/> いつ頃から、どのくらい続いているのか?…【期間】	<input type="checkbox"/> 子どもとの会話
	<input type="checkbox"/> 養護教諭との連携

#### イ 情報入手の留意点

- 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過さない。
- 他の教師からの情報をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

#### ウ 教師が陥りやすい傾向

- 自分の責任と思い込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

### (3) 対応方針の決定・役割分担

#### ア 対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認 (命に関わる可能性があるか)
- 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方法の検討)
- 具体的な指導・援助の方針の検討
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

対応方針について教育委員会へ相談  
【教頭】

## イ 役割分担

### 【担任、教頭】

- ・いじめられた児童の事情聴取と支援 ⇔ 校長へ報告 ⇔ 指示
- ・いじめた児童の事情聴取と指導
- ・保護者への対応

### 【教頭】

- ・関係機関への対応
- ・教育委員会へ対応方針について連絡・相談

### 【生徒指導主任・学年主任】

- ・周囲の児童生徒と児童全体への指導

## (4) 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

### ア 児童

- いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行う。
- 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

### イ 保護者

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

### ウ 具体的な対応の仕方（いじめられた児童への基本的な関わり方）

- 児童の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- 児童生徒の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

### エ いじめられた児童への対応

- いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

### オ いじめられた児童生徒と個別面談をする際の留意点

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 焦らずせかさず共感的に接する。
- 心の整理をする時間を確保する。
- むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

### カ いじめた児童への基本的な関わり方

- いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- いじめられた児童生徒の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。

- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

#### キ いじめた児童への対応

- いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させいじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。
- 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握していく。
- 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

#### ク いじめた児童と個別面談する際の留意点

- “開き直り”に対処する。暴力行為について「ただ遊んでただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- 「被害者にも非がある」と認めてはならない。「確かに、〇〇（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
- “いじめ”という言葉を使わずに指導する。いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りてただけ」と自分の都合の良いように取り繕うとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたはどう思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、“いじめ”という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだを指摘する。

#### ケ いじめられた児童の保護者への対応

- 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

#### コ いじめた児童の保護者への対応

- 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- 子どもより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

#### サ 傍観者等への対応

- いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

- 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(5) 指導体制の検討・今後の対応

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

(いじめ対応チームによる対応)

- 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況）  
【学級担任，学年主任，養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換，学級づくりへの支援）  
【生徒指導主任・管理職】
- 保護者との連携支援  
【学級担任，管理職】
- 関係機関との連携支援  
【管理職，スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会へ報告  
【管理職】

9 ネットいじめの対応の進め方

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上に努める必要がある。

また、保護者には、家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近、パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを事前に伝えておき、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう周知しておく必要がある。

(1) ネット上のいじめへの対応（いじめ対策必携より）

- ア 携帯電話，インターネット利用者についての状況把握
- イ ネット上のサイトの状況把握
- ウ 実際に起こっているネット上のいじめ例についての把握
- エ 学級懇談会等で保護者への啓発運動
- オ インターネット上の問題点の職員研修の実施

(2) ネットいじめの未然防止の対応（生徒指導向上プログラム資料より）

【保護者会で伝えるポイント】

- パソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングの他に、子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと，特に携帯電話等を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や，知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ネットいじめは，深刻ないじめ同様に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- 家庭において，メールを見たときの表情の変化など，トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいたら，躊躇なく本人に問いかけ，即座に学校へ相談すること。

【児童生徒に理解させるポイント】

- 発信した情報は，多くの人にすぐに広まる。
- 匿名でも書き込みをした人は，特定できる。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き，被害者の自殺だけでなく，傷害など多くの犯罪につながる可能性がある。
- 一度流出した情報は，簡単には回収できない。

10 重大事態への対処

(1) 「重大事態」の定義

ア いじめにより，当該児童の生命，心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、継続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ウ その他の場合
- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 「重大事態」の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 全校体制による緊急対応

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処する。市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

○ 役割分担

- 事態の状況確認、情報収集、情報整理【担任・教頭・教務・生徒指導】
- 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア【養護教諭・臨床心理相談員・スクールカウンセラー】
- PTA・警察などとの連携【教頭】

(4) 市教育委員会による緊急指導・支援

市教育委員会と緊密な情報連携を図り、以下の指導・支援をもらう。

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援 など

(5) 調査の主体及び調査を行うための組織

ア 調査主体の判断

学校から報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。その際、市教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを十分踏まえて判断する。

イ 調査を行うための組織

- 学校主体の場合→「いじめ防止対策委員会」
  - ※ 市教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置を含めた適切な支援を行う。
- 市教育委員会主体の場合→「児童生徒に関する事故等調査委員会」
  - ※ 「児童生徒に関する事故等調査委員会」は、市教育委員会・学校と連携し、中立的な立場で調査を行う。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような状態であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急がず事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
  - ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
  - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施
- イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院または死亡した場合）
- ・ いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
  - ・ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

#### (7) その他の留意事項

##### ○ 心のケア

いじめられた児童及びその保護者、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることを考慮し、調査の実施と平行して、臨床心理相談員やスクールカウンセラーによる心のケアを行う。

##### ○ 自殺の調査

児童の自殺が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴き取る。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

##### ○ 報道取材等への対応

情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行うために、市教育委員会と十分連携して対応する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自殺の連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする。

#### 1.1 その他

- (1) 「清和小学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公表する。また、学級懇談会や地域コミュニティ協議会等でも定期的に説明し、いじめ防止への協力を要請する。
- (2) 「清和小学校いじめ防止基本方針」は、定期的な点検・見直しを行い、加除修正を行う。

<いじめられている子どもの出すサイン> (「いじめ対策必携」鹿児島県教育委員会より)

学校で分かるいじめ発見のチェックリスト《いじめられている子どもの出すサイン》

場面等	観察の視点 (特に, 変化が見られる点)	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える。 ○ 表情がさえず, うつむきかげん。	○ 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 ○ 出席確認の際, 声が小さい。
授業の開始時	○ 忘れ物が多くなる。 ○ 用具, 机, 椅子等が散乱している。 ○ 一人だけ遅れて教室に入る。	○ 涙を流した気配が感じられる。 ○ 周囲が何となくざわついている。 ※ 席を替わられている。
授業中	※ 不まじめな態度で授業を受ける。 ※ ふざけた質問をする。 ※ テストを白紙で出す。 ○ 頭痛, 腹痛などを頻繁に訴える。	○ 筆圧が弱くなる。 ○ 正しい答えを冷やかされる。 ○ ひどいあだな名で呼ばれる。 ○ グループ分けで孤立しがちである。
休み時間	※ 大声で歌を歌う。 ※ 仲良しでない者とトイレに行く。 ○ わけなく階段等を歩く。	○ 一人であることが多い。 ○ 用もないのに職員室等に来る。 ○ プロレスごっこで負けることが多い。
給食時	○ 食べ物にいたずらをされる。 ○ グループ分けで孤立しがちである。	○ 好きな物を級友に譲る。 ○ 嫌われるメニューを多く盛られる。
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる。 ○ 最後まで一人でする。	※ さぼることが多くなる。 ※ 人の嫌がる仕事を一人でする。
放課後	○ 衣服が汚れている。 ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○ 急いで一人で帰宅する。	※ 他の子どもの荷物を持って帰る。 ○ 用もないのに残っている日がある。 ○ 部活動に参加しなくなる。
その他の動作や表情	○ 視線を合わさない。 ○ 寂しそうな暗い表情をする。 ○ 手遊びなどが多くなる。 ○ 独り言を言う。	○ 活気がなくおどおどした感じになる。 ○ 教師と話するとき不安な表情をする。 ○ 委員などをやめたいと申し出る。 ※ 言葉遣いが荒れた感じになる。
持ち物や服装	○ 教科書にいたずら書きをされる。 ○ 持ち物, 靴, かさなどを隠される。 ○ 刃物など, 危険なものを所持する。	※ 高価なものを学校に持ってくる。 ※ 異装, 異髪をしてくる。 ※ 人前に下着姿などで現れる。
その他	○ 日記, 作文, 絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ○ 教科書, 教室の壁, 掲示物などに落書きがある。 ○ 教材費, 写真代などの提出が遅れる。 ○ 飼育動物や昆虫などに虐待行為をする。 ※ 校則違反, 万引きなどの問題行動をとる。	

※印=無理にやらされている可能性のあるもの (「研究紀要第86号」P36を一部修正)

<いじめられている子どもの出すサイン>

いじめ対策必携にチェックリストがあるので活用する。